

スパイナルマウス レンタル規約

第1条 総則

このレンタル規約は、インデックス有限会社(以下、当社)と申込者とのレンタル契約関係について、その基本的事項を定めるものです。また、本規約に定めがない事項については、民法の賃貸借契約の規定が適用されます。

第2条 契約の成立

申込者は、本約款の内容を確認し承諾の上、当社の定める所定の手続きに従って、当社に対しレンタル利用の申込を行うものとします。当社と申込者との間のレンタル契約は、申込者が当社に対しレンタルサービスの利用申し込みをし、当社の承諾の上でメール送付、ご案内に応じた予約確定の処理が確認された時点で成立するものとします。ただし、当社は、申込者の利用申し込みに対し、お申し込み内容を審査し、場合によっては、レンタルサービスの提供をお断りすることがあります。

なお、お断りした場合であっても、当社はお断りする理由を説明する義務を負わないものとします。

第3条 契約内容

契約内容は、事前に当社から申込者へ提示した見積書等の文書に記載されるものとします。

第4条 レンタル期間

レンタル期間は、利用申込みの際にご指定いただいた機器到着希望日から、返却予定日(弊社必着)までの期間となります。万が一、申込者のご都合または配送業者の事情で機器到着希望日を過ぎてレンタル機器をお受取りになった場合であっても、レンタル期間を変更することはできないものとします。また、申込者のご都合で予定より早く契約が終了した場合もレンタル料金は当初契約した全額をお支払いいただきます。

第5条 ご利用料金

ご利用料金は原則として現金前払いです。現金前払い以外の場合は別途協議させていただきます(別途保証料をご負担いただく場合があります)。ご利用料金は、第3条の見積書等の文書にて提示した金額とします。

第6条 機器の引渡し

1. 申込者は、レンタル機器を受領する場所を事前に指定し、当社は、指定された機器到着希望日に合わせて、配送業者へのレンタル機器の引渡手続きを完了するものとします。ただし、指定する場所は日本国内に限ります。
2. 申込者の指定した場所でレンタル機器を引き渡すことが不能と当社が判断した場合、引き渡し場所の変更を申込者に依頼する、または、レンタル契約を解除することがあります。
3. 機器受け取り後すぐに梱包等を開封し、申込者自身でセット内容、形状、数量等に関してご確認ください。その時点で、利用困難な程度の破損やセット内容の間違い、数量不足など、当社の責任で何らかの問題が生じている場合には当社は速やかに対応するものとします。ただし、レンタル期間終了までに、問題が解決できない場合があることをご了承ください。この場合、受領済みの機器レンタル代をご返金する事で、当社は一切の責任を免れるものとします。
4. 配送業者の責任によるレンタル機器の遅着または破損については、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 機器のお受け取りの翌営業日までに申込者からのご連絡がない場合、その機器は正常な性能を備えた状態で引き渡されたものと判断しそれ以降のクレームは受け付けしないものとします。

第7条 責任の範囲(免責事項)

1. 天災地変、電力制限、輸送機関の事故、争議行為、仕入先の債務不履行その他当社の責に帰することができない事由により、レンタル機器の引渡しが遅れ、または引渡し不能となった場合、当社はその責任を負わないものとします。
2. 申込者の責によらない事由によりレンタル期間中に生じた性能の欠陥により機器が正常に作動しない場合、当社はレンタル機器を交換します。また、代替機器が無い場合は受領済みの機器レンタル代をご返金する事で、当社は一切の責任を免れるものとします。
3. 申込者の責によらない事由によりご予約されたレンタル機器がお手元に届かなかった場合、受領済みの機器レンタル代をご返金する事で、当社は一切の責任を免れるものとします。
4. 下記の項目及び、それに類する事に関して、当社は一切の責任を負わないこととします。
 - ① 申込者がレンタル機器の使用、設置、保管によって生じた事故の被害、又は第三者に与えた損害。
 - ② レンタル期間中にレンタル機器が使用不可能になった場合の申込者の損害。
 - ③ レンタル機器が配送途中の事故によりレンタル契約の目的が果せなかった場合の申込者の損害。
 - ④ レンタル機器の不具合等に起因してお客様または第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害(例えば、得べかりし

利益、逸失利益、機会損失、損害の拡大等)

5. レンタル機器が、申込者の想定する使用目的に合致すること、または、有用であることの保証は、当社は一切いたしません。また、上記の目的適合性または有用性を欠くことについての損害賠償はいたしません。

第8条 レンタル機器の使用、保管等

1. 申込者がレンタル機器を使用される際、申込者の使用上の不注意によって生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
2. 申込者はレンタル機器に関して、以下の各事項を行ってはなりません。
 - レンタル機器を第三者に使用させたり、譲渡、質入、転貸、転売等をしたりすること
 - レンタル機器を改装、改造すること。また、機器の通常の使用の範囲を逸脱する分解をすること
 - レンタル機器に、当社が販売または提供するアクセサリ以外の装置、部品、付属品等を付着させ、またはレンタルした商品等からそれらを取り外すこと
 - レンタル機器を、他の物品に付着させること
 - レンタル機器に付着した表示を取り外すこと
3. 申込者には、レンタル機器の使用及び保管について、善良なる管理者による注意義務を負っていただきます。

第9条 レンタル機器の返却

1. 申込者は、レンタル機器を申込時に指定した「返却予定日」に弊社に到着するよう、配送業者にレンタル機器の引渡しを行うものとします。引き渡した時点で返却手続きを完了したとみなします。返送料につきましては、申込者のご負担となります。
2. 申込者はレンタル機器を機器到着時と同様な状態で返却することとします。著しい汚損・破損があると当社が判断した場合には、別途申込者へ整備料を請求する事ができるものとします。

第10条 レンタル期間の延長

1. レンタル期間の延長をご希望される場合には、申込者がレンタル期間終了の5営業日前までに必ずレンタル申込時と同じフォームにて「貸出継続申請」を送信いただき、その上で当社の承諾があれば可能となります。ただし、該当機器に別の申込者からの予約が入っている場合等はレンタル期間を延長することはできません。延長不可の場合はレンタル期間終了日に速やかに返却手続きを完了(当社の指定する配送業者に引渡しを行う。)をするものとします。
2. 延長可能となった場合には、規定の延長料金を頂戴いたします。

第11条 レンタル機器返却の遅延

1. 機器のレンタル延長が出来ない状況において、返却を遅延された場合等、返却が遅れることで、他の貸し出しが出来ず、当社が不利益を得る場合、その損害分を請求させて頂きます。また、ご連絡なく延長された場合は通常の延長料金の2倍をご請求させていただきます。
2. 申込者からレンタル期間満了日を過ぎて3日以上ご連絡がない場合や、申込者が本レンタル規約に違反した場合は、特段の通知、催告なくレンタル契約を解除することができるものとします。
3. 前項の場合申込者には直ちにレンタル機器を返却していただきます。契約解除後、当社がレンタル機器の返却を受けるまでの間は、延長料金相当額に違約金(延長料金と同額)を付加してお支払いいただきます。返却の見込みがないと当社が判断した場合は、延長料金、違約金とは別に機器再購入価格をお支払いいただきます。

第12条 レンタル機器の破損、紛失等

1. レンタル機器が申込者の責に帰すべき事由により紛失または損傷した場合、並びに、申込者が当社のレンタル機器に対する所有権を侵害した場合は(以下、「紛失・損傷等」といいます。)、申込者は当社に対して、紛失・損傷等したレンタル機器の再購入代金または修理代金等当社が被った一切の損害賠償していただきます。なお、当社が保険給付を受けた場合には、免責額を除き弁償金はいたしません。
2. 前項の損傷がレンタル期間中の盗難・火災等に依る場合、盗難届や被災証明等の内容を確認できる資料を当社に送付いただいた場合に限り、申込者はその負担を免れるものとします。
3. レンタル機器の返却時に、セット内容の一部の返送を忘れた場合、そのセットの一部が返却されるまで、レンタル料金の30%をお支払いいただきます。また、申込者がお忘れになったセット内容の一部を返却される時の配送料は申込者負担となります。
4. 該当機器に別の申込者から予約が入っている場合等で、当該機器の他の貸し出しが出来ず、当社が不利益を得る場合には、その損害分を請求させていただきます。また、セットの一部でも紛失・損傷等された場合、機器再購入価格をお支払いいただきます。

第13条 予約の取り消し(キャンセル)

ご予約確定後、予約を取消される場合、利用開始日の3日前より下記に定める予約取消手数料が発生します。代金受領後に予約を取消される場合、予約取消手数料と銀行振込手数料を差し引いた金額を返金いたします。

- ・ 予約取消日が利用開始日の4日以前・・・無料
- ・ 予約取消日が利用開始日の3日前～レンタル機器発送日の前日・・・レンタル料金の20%
- ・ レンタル機器発送後・・・レンタル料金100%+往復運送料

第14条 遅延損害金

当社より請求されたレンタル料金、延長料金、違約金、または、損害賠償金の支払いが、当社の指定期限から7日を経過した場合、遅延損害金として、指定期限から7日を経過した日の翌日から支払い済みまで請求した金額の14.6%が加算されます。

第15条 契約の解除

1. 当社は、申込者に次にかかげる事由の1つに該当する事由が生じたときは、なんらの催告を要することなく、レンタル契約の全部または一部を解除することができます。
 - ① 支払い停止または支払い不能の状態に陥ったとき
 - ② 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - ③ 差押え、仮差押え、仮処分、又は競売の申立があったとき
 - ④ 破産、会社整理、会社更生、民事再生の手続開始の申立を自ら行ったとき、又は申し立てられたとき
 - ⑤ 解散、又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - ⑥ 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の手続を開始したとき(甲及び乙が当事者である場合を除く)
 - ⑦ 営業の取消し、または停止処分を受けたとき
 - ⑧ その他本規約に定める条項に違反したとき
2. この場合、申込者には直ちに機器を返却していただくものとし、当社が引き渡しを受けるまでの期間のレンタル料金及び追加料金をいただきます。

第16条 準拠法

本レンタル規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

第17条 管轄裁判所

当社と申込者は、本規約またはレンタル契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第18条 附則

2022年04月01日 制定・施行

2024年09月11日 改訂

インデックス有限会社

〒158-0083 東京都世田谷区奥沢4-14-6

Tel: 03-3720-9031

Fax: 03-3720-9032

Eメール: mail@index-j.com